

岐阜市北部プラントガス需給仕様書

1 概要

- (1) 件名 岐阜市北部プラントで使用するガス
- (2) 供給場所 岐阜市西中島6丁目3番25号
- (3) 供給建物 岐阜市北部プラント
- (4) 業種及び用途 下水道施設（下水処理場）

2 仕様

- (1) ガス種別 都市ガス（13A）
- (2) 供給熱量 45MJ/m³
- (3) 供給圧力 低圧
- (4) 予定使用量等 別紙のとおり
- (5) 供給期間 令和4年10月の検針日の翌日から令和5年10月の検針日まで
- (6) 計量器

種別	メーター番号	最大ガス 通過流量 (m ³ /h)	負荷計測器	設置場所	主な使用機器
ボイラ用	ND40-000819	32	有	りん回収 施設北	簡易ボイラ×2台

※財産については、岐阜市を供給区域とする一般ガス導管事業者のものである。

(7) 需給地点

岐阜市を供給区域とする一般ガス導管事業者が設置したガス供給設備の最終フランジの接続点

(8) 供給期間中のガスの契約に影響するようなガス設備の変更予定なし

3 ガス料金の請求について

(1) 計算方法

ア ガス料金の算定は、1月（前月の検針日の翌日から当月の検針日までの期間をいう。）の使用量により行うものとする。

イ 毎月のガス料金 = 基本料金* + (従量料金単価×使用量)
消費税及び地方消費税相当分を含む。

従量料金単価（調整単位料金） = 基準単位料金* + 原料費調整額

原料費調整額について、平均原料価格が基準原料価格以上のときは+、以下の時は-とする。

※基本料金及び基準単位料金は契約単価をいう。

ウ 原料費調整額の算出について、原則、岐阜市を供給区域とする一般ガス導管事業者が適用する金額とし、適用期間についても同様とする。なお、従量料金単価及び原料費調整額を発注者に事前通知すること。

エ ガス使用量の単位は、立方メートルとし、その端数は小数点第1位以下の端数を切り捨てること。

オ ガス料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てること。

カ 別途、ガス料金の割引提示をする場合は、計算方法及び適用条件を明示すること。

(2) 請求及び支払方法

ア 請求は書面で行うものとし、請求書等は岐阜市北部プラントへ送付すること。

イ 請求の際には、請求書のほかに内訳（時間最大流量、使用量等）を記したものを添付すること。

ウ 支払いは、納付書による入金または指定の口座への振込みとする。

4 その他特記事項

- (1) 時間当たりの最大使用量の算出が必要な場合は、負荷計測器の設置、又は、計量器の最大ガス通過流量の合計値を最大使用量とするなど、発注者と受注者による協議のうえ、決定するものとする。
- (2) 今回の契約を実行するため、負荷計測器設置等の改造費用が発生する場合は、受注者負担とする。
- (3) 受注者は、ガス事業法（昭和29年法律第51号）の定めるところにより、消費機器の調査、危険発生防止周知を行うものとし、ガス工作物の点検、緊急保安は、岐阜市を供給区域とする一般ガス導管事業者が行うものとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ定めるものとする。

予定使用量

供給年月		ガス最大使用量 (m ³ /h)	月あたり使用量 (m ³ /月)
令和4年	11月	32	15,000
令和4年	12月		11,000
令和5年	1月		14,000
令和5年	2月		12,000
令和5年	3月		11,000
令和5年	4月		13,000
令和5年	5月		14,000
令和5年	6月		15,000
令和5年	7月		16,000
令和5年	8月		16,000
令和5年	9月		12,000
令和5年	10月		13,000
合計			

※ いずれも予定数量であり、実際の使用量においては、検針による。また、発注者の都合により予定使用量を上回り、又は下回ることができるものとする。